

茨城県設計施工連絡会議(三者会議)実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保のためには工事を受注した受注者が事業目的や設計思想を現場に的確に反映させることが必要不可欠であることから、発注者・受注者・設計者の三者が一堂に会する設計施工連絡会議（以下「三者会議」という。）を現場着手前及び工事施工中に実施し、事業目的や設計意図等の情報共有、施工課題に対する意見交換等を行うことによって、工事の品質確保や施工の円滑化を図ろうとするものである。

(対象工事)

第2条 三者会議の対象工事は、請負に付する額が原則3千万円以上の茨城県土木部が発注する全ての土木工事（維持管理工事等を除く）のうち、発注者が必要であると認められるものとする。ただし、以下の（1）～（5）のいずれかに該当し、発注者が設計の意図を施工者に対して詳細に伝達する必要があるものは原則実施するものとする。

また、設計図書に疑義が生じた場合、受注者は会議の開催（現場着手前）について監督職員と協議することができる。

- （1）重要構造物を含む工事
- （2）作業工程に難易度の高い制約条件が課せられている工事
- （3）新技術または高度な技術を採用した工事
- （4）大規模な仮設を要する工事
- （5）その他、現場条件が特殊な工事や第三者への影響が考えられる工事等

(会議の構成員)

第3条 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- （1）発注者：監督員、担当工務課長等
 - （2）受注者：現場代理人、主任（監理）技術者
 - （3）設計者：詳細設計業務を担当した管理技術者、担当者
- 2 高度技術等を採用した工事については、必要に応じて専門の工事業者等を施工者として会議に同席させることができるものとする。
- 3 第1項に掲げた設計者が退職等の理由により会議に出席できない場合には、当該業務の設計内容や施工条件等を説明できる者が設計者の代理として出席できるものとする。
- 4 三者会議の事務局は発注者とし、その開催や運営を行うものとする。

(設計者に対する出席確認)

第4条 三者会議を実施しようとする工事の発注に先立ち、発注者は当該工事に係る設計者に対して三者会議の実施内容や対象工事の発注時期等について情報提供を行うとともに、三者会議へ出席できるか確認をしておくものとする。ただし、契約後に三者会議を開催することを決定した場合には、開催を決定した時点で確認するものとする。

(特記仕様書への明示)

第5条 発注者は、三者会議を実施しようとする工事の発注にあたり、特記仕様書に三者会議の実施について明記するものとする。ただし、契約後に開催することを決定した場合には、受注者に対し書面で指示するものとする。

【特記仕様書記載例】

(設計施工連絡会議の設置)

第〇条 本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想、条件等の情報共有を行うとともに、施工上の課題等について意見交換を行う「設計施工連絡会議(三者会議)」の対象工事である。そのため、会議を実施する際には、受注者はその会議に必要な資料の作成等に協力するものとする。

(三者会議に要する費用負担)

第6条 三者会議に要する費用のうち、設計者に係る費用については発注者が負担するものとする。

2 設計者に係る費用の積算は下表によるものとする。

		内 容	諸経費 対 象	技術経費 対 象
会 議 出席費	人件費	主任技師 0.5人/回 技師(A) 0.5人/回	×	×
	旅 費	積算基準の運用編 第VI編第2章2-5に準じる	×	×
資 料 作成費	人件費	原則計上しない 計上する場合には歩掛の見積による	×	○※
	資料代	原則計上しない 計上する場合には見積による	×	×

※技術経費率は積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)参考資料 第4編第1章第1節による。

- 3 受注者に係る費用は工事打合せに含まれるため、発注者が別途負担することはない。
- 4 発注者が設計者に係る費用を負担して開催する三者会議は原則1回とするが、長期に渡る工事など段階的に会議が必要であると発注者が認める場合には、必要に応じて複数回開催することができるものとする。
- 5 受注者の意向により、別途三者が集まる会議を開催したい場合(現場着手前以外)には、設計者に係る費用は全額受注者が負担するものとする。

(設計者との業務委託契約)

第7条 三者会議に出席する設計者に係る費用の負担について、発注者は設計者が属する建設コンサルタントとの随意契約により業務委託契約を結ぶものとする。

- 2 茨城県財務規則第136条(2)※に該当するため、業務委託契約書の作成は省略できるものとする。※せり売りによる契約以外の契約で、1件の金額が100万円未満の契約をするとき
- 3 業務名は以下によるものとする。
「○○工事設計施工連絡業務」※“○○工事”は対象となる工事の工事名

(会議の開催時期)

第8条 三者会議の開催時期は、施工者による設計図書の照査及び現地調査が完了し、施工計画書の原案ができた時点とする。

- 2 発注者は、設計図書の照査及び現地調査の結果について受注者から報告があり、施工計画書の原案が施工者から提出された後、速やかに三者会議の開催に係る事務(日程や開催場所の調整、開催通知等)を行うものとする。

(会議資料)

第9条 会議資料は、発注者が作成した事業目的や工事全般に関する注意事項等をまとめたものと受注者が作成した設計図書の照査結果、現地調査結果、施工計画書の原案、施工に関する質問書(任意様式)を基本とする。

- 2 施工者がその他確認しておきたい事項や施工に関する提案等があれば会議資料とすることができる。
- 3 設計者の説明資料としては、発注者が所有する詳細設計業務成果品を使用することとし、設計者に三者会議資料を作成させることはしないことを原則とするが、発注者が設計者に対し、詳細設計業務の範囲外となる補足説明資料作成を求める場合には、第6条第2項に基づき計上できるものとする。

(会議内容)

第10条 三者会議の内容は以下を標準とする。

- (1) 発注者：事業目的，現地条件，他機関との協議調整状況，工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。施工者からの質問事項，確認事項や提案等に回答する。
- (2) 受注者：設計図書の照査結果等を踏まえた施工上の課題や質問確認事項等について説明するとともに，施工に関する提案等があればその説明を行う。
- (3) 設計者：詳細設計業務成果品により設計思想や施工条件等の伝達を行う。施工者からの質問事項や確認事項に回答する。

(履行確認)

第11条 設計者との業務委託については，以下により履行確認を行うものとする。

- (1) 受注者が提出した三者会議に係る工事打合せ簿のコピー
- (2) 三者会議で配布した資料

(設計変更の対応)

第12条 三者会議で確認した事項において，当該工事の設計変更を要する場合には，「建設工事請負契約書」及び「建設コンサルタント業務委託契約書」に基づき三者で協議を行い，その責任範囲を明確にするものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については，必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は，平成21年12月 1日から施行する。

附 則

この要領は，平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年 4月 1日から施行する。